

香川県立小豆島中央高等学校同窓会権風会則

(名称及び所在地)

第1条 本会は香川県立小豆島中央高等学校同窓会、愛称を「権風」とし、事務局を香川県立小豆島中央高等学校内（香川県小豆郡小豆島町蒲生甲 1001 番地）に置く。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦を深め、母校の発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員を下記のとおりとする。

- (1) 通常会員 別表の学校を卒業した者、または在籍した者で役員会において承認した者
- (2) 特別会員 前号の学校の旧職員及び現職

(事業)

第4条 本会の目的を達成するために、諸種の事業を行う。

(支部)

第5条 本会は支部を設ける。小豆郡内は旧町村毎に置く。小豆郡外は各地区に置くことができる。

(役員)

第6条 本会の役員及びその選任方法並びにその任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長 総会において会員の中から 1 名を選任する。会長は、本会を統轄し、会務の一切を総理する。
- (2) 副会長 総会において会員の中から若干名を選出する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- (3) 監事 会員の中から若干名選出し、総会の承認を受けるものとする。監事は、事業及び会計を監査する。
- (4) 顧問 会長の委嘱により若干名を置くことができる。顧問は本会の諮問に応じる。
- (5) 支部長 支部毎に通常会員の中から 1 名を選出する。支部長は、支部の責任者として支部の運営にあたる。必要に応じて副支部長を置くことができる。
- (6) 理事 支部毎に理事を置くものとする。理事は、会員の中より各支部が選出し、本会事業に参画し、また支部の運営を助けるとともに会員相互の連絡をはかる。
- (7) 学年幹事 通常会員の中から若干名の学年幹事を置くことができる。学年幹事は、同学年の会員相互の連絡をはかり、本会の活動・運営に協力する。
- (8) 庶務会計 会員の中から会長が委嘱する。庶務会計は、本会の庶務及び会計に関する事務を処理する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

(会 議)

第8条 本会の会議は下記のとおりとする。

- (1) 総会 毎年1回、会長がこれを招集し、会則の変更、その他特に重要な事案を審議する。なお、会長が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。また、やむを得ない事情により総会の開催ができない場合は、役員会をもって総会に代えることができる。
- (2) 役員会 会長、副会長、支部長、庶務会計、監事をもって組織し、本会の目的達成のために一切の企画審議を行う。なお会長が必要と認めたときは臨時役員会を開くことができる。
- (3) 三役会 会長、副会長、監事をもって組織し、役員会のため一切の企画審議を行う。なお、会長が必要と認めたときは役員会に代えることができる。

(会費及び会計)

第9条 本会の経費は入会金及び会費・寄付金をもってこれに充てる。会計年度は4月1日から翌年3月31日迄とする。

附 則

この会則は、平成30年2月14日より施行する。

一部改正、令和元年7月3日より施行する。

一部改正、令和3年7月31日より施行する。

別表

	校 名
1	香川県小豆島高等女学校
2	香川県立小豆島高等女学校
3	香川県立小豆島中学校
4	土庄農商専修学校
5	香川県立小豆島中学校
6	香川県土庄商業学校
7	香川県小豆島商業学校
8	香川県立小豆島実業学校
9	香川県立小豆島商業学校
10	香川県立小豆島中学校並びに併設中学校
11	香川県立小豆島高等女学校並びに併設中学校
12	香川県立小豆島実業学校並びに併設中学校
13	香川県立土庄高等学校並びに併設中学校
14	香川県立小豆島高等学校並びに併設中学校
15	香川県立小豆島女子高等学校並びに併設中学校
16	香川県立小豆島高等学校
17	香川県立土庄高等学校
18	香川県立小豆島中央高等学校